

宮崎県公共施設等総合管理計画

(概要版)

平成28年9月策定
令和3年12月改訂

～目次～

- ・ 第1章 公共施設等の総合管理計画策定の目的等
- ・ 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・ 第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針
- ・ 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1章 公共施設等の総合管理計画策定の目的等

急速な施設の
老朽化

人口減少・少子高齢化による
行政ニーズの変化

厳しい財政状況

最適な施設数量の確保と
これに伴う維持管理が必要

財政負担の最小化が必要

インフラ長寿命化基本計画【国】
(平成25年11月策定)

宮崎県公共施設等総合管理計画
(平成28年9月策定)

今回改訂

個別施設計画

(R2年度までに全38類型分を策定)

建物系施設

インフラ施設

建物系施設					インフラ施設				
行政系施設	スポーツ施設	県営住宅	県立学校施設	計8類型	道路	河川	ダム	砂防	計30類型

宮崎県公共施設等総合管理計画

目的：公共施設等の保有・運営・維持の最適化（財政負担最小化と施設保有効果最大化の両立）

基本方針

- 総合的・計画的に管理するための推進体制の構築（全庁的な推進体制、エリアマネジメント）
- 建物系施設の配置と総量の最適化（資産の一元管理、施設の統廃合の検討、未利用財産の有効活用）
- 建物系・インフラ系施設の老朽化対策の強化（利用者の安全確保、ユニバーサルデザイン化、省エネ等）

計画期間

改訂後の計画期間は令和3年度から20年間

社会情勢や公共施設に求められる機能やニーズに対応するため概ね5年毎に見直し

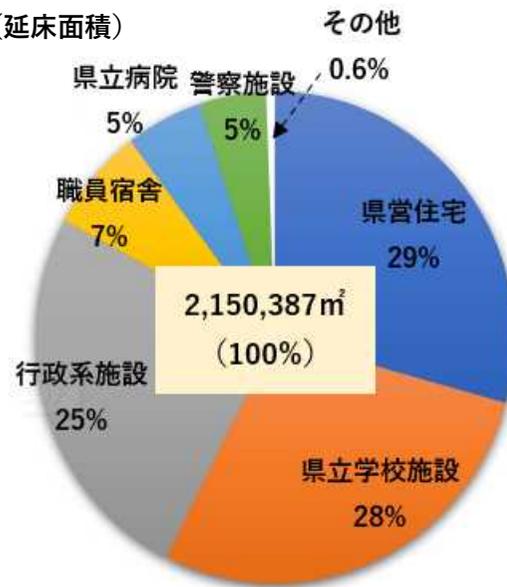
個別施設計画

38施設類型ごとに具体的な対応方針を定める計画

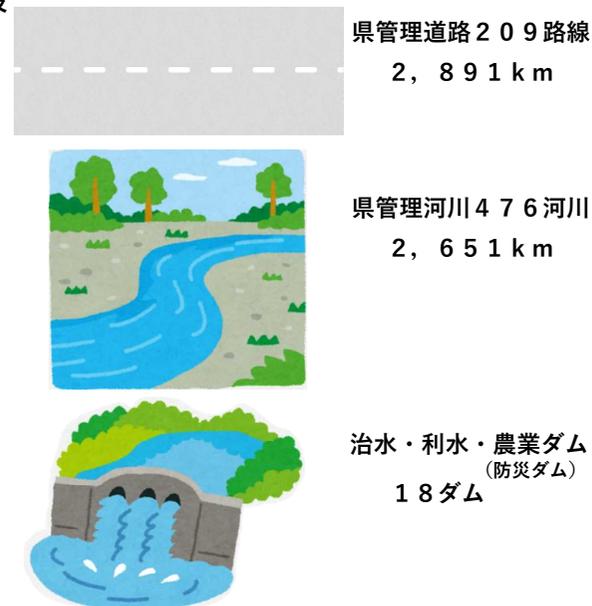
計画期間

計画期間は策定年度から10年間（施設の状態や社会情勢の変化等を反映させるため定期的に見直し）

建物系施設
(延床面積)



インフラ施設
(例示)



第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

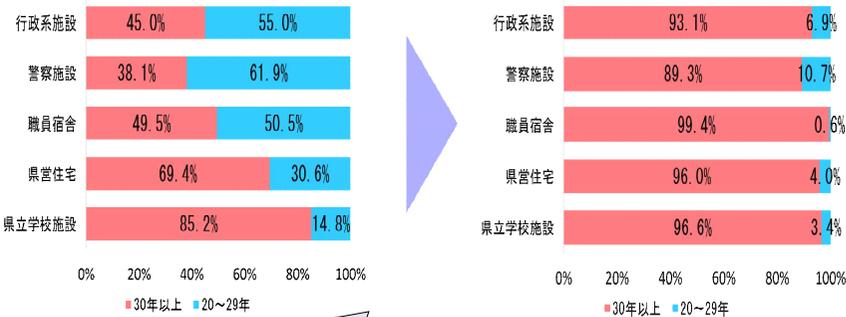
宮崎県の施設の現状

主な建物系施設の老朽化の状況

経過年数別割合の将来見込み

令和元年度（2019年度）末

20年後



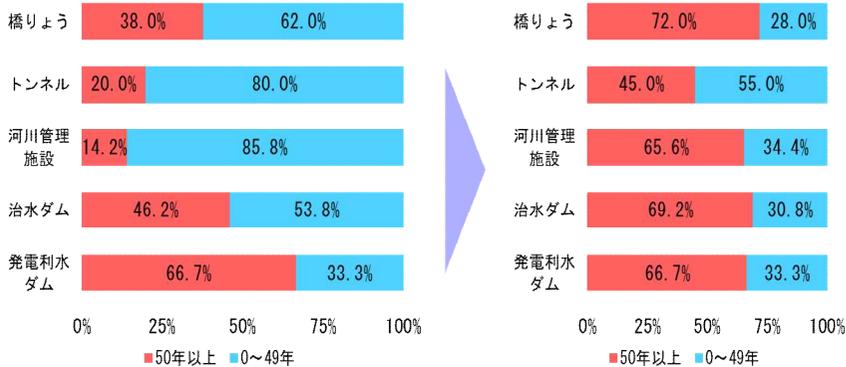
老朽化の進行（20年後には築後30年を経過する建物がほとんどを占める）

主なインフラ施設の老朽化の状況

経過年数別割合の将来見込み

令和元年度（2019年度）末

20年後



老朽化の進行（20年後には築後50年以上経過の割合が多く施設の増加）

施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

平成28年度（2016年度）から令和47年度（2065年度）までの50年間の経費の見込み

① 長寿命化等の対策を行わず単純更新（建物法定耐用年数経過ごとに全て建替え）した場合

建物系施設 8,120億円

インフラ施設 13,114億円

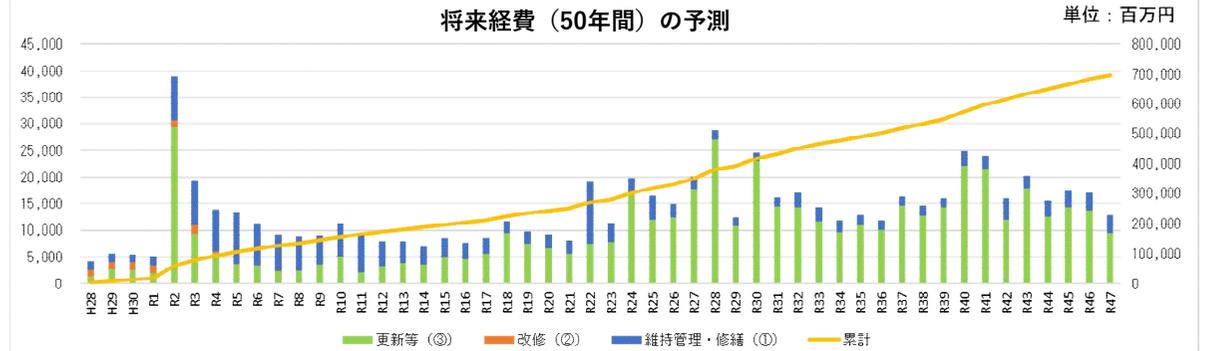
② 長寿命化（予防保全※に取り組むことで建物の寿命を延ばす）等の対策を行った場合

建物系施設 6,970億円

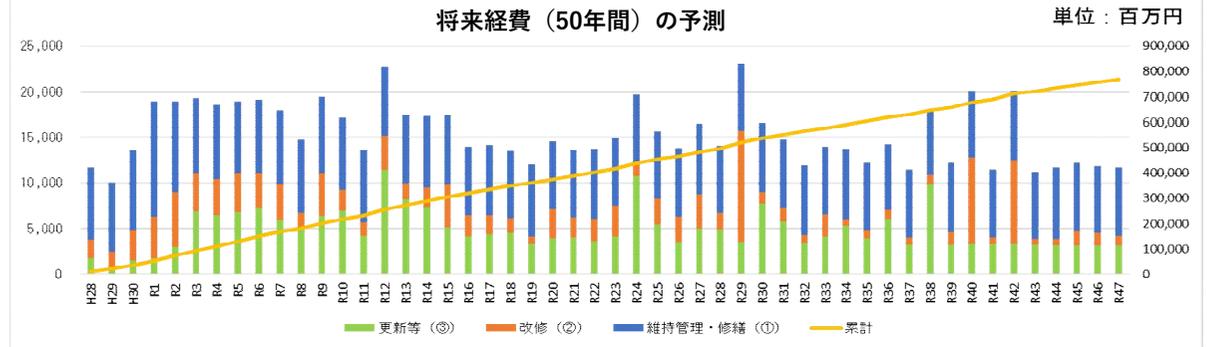
インフラ施設 7,701億円

費用低減効果
6,563億円

建物系施設（総額6,970億円、約139億円/年）



インフラ施設（総額7,701億円、約154億円/年）



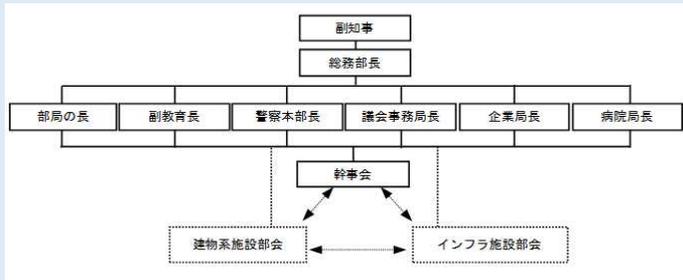
※予防保全：定期的な点検などにより劣化の状態を把握し、事前に故障や停止、事故等を防ぐ手法。

第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

総合的かつ計画的な管理のための推進体制の構築

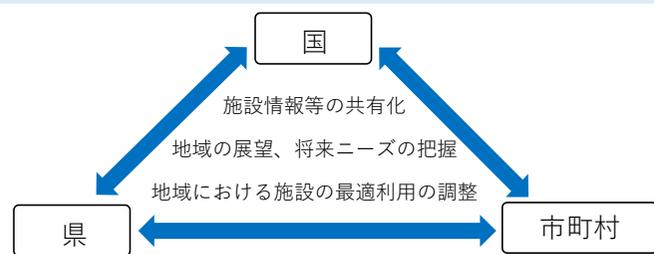
(1) 全庁的な推進体制の構築

- ・公有財産の効率的運用・適正管理を推進する公有財産調整委員会（下図）が総合管理計画の基本方針の調整や進捗状況を管理
- ・各部署策定の個別施設計画に基づき施設の保有・運営・維持の最適化を推進し、社会情勢の変化等を反映させるため定期的に見直し



(2) エリアマネジメントの推進

建物系施設については、国、市町村を含めた各施設情報等の共有化や施設の集約化、複合化等に向けた連携体制を地域の实情に応じて構築し、具体的な施設の有効活用を検討



エリアマネジメントの事例



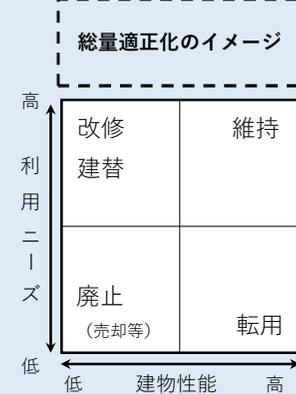
建物系施設

インフラ施設

施設配置・総量の最適化

(1) 公共施設マネジメントシステムによる資産の一元管理

- ・建物施設情報を一元管理する「公共施設マネジメントシステム」により施設の劣化状況や利用実態等の情報を収集・分析し、全庁横断的な施設管理を推進
- ・システムにより利用ニーズと建物性能の相関に着目した評価・分析等を行い、施設の統廃合等の検討に活用（右図のとおり）



(2) 施設の統廃合の検討

- ・システムの評価結果等を踏まえ、統廃合・集約化などを検討
- ・エリアマネジメントの観点から国・市町村の施設及び民間施設を活用した検討や、民間資金等（PPP/PFI）の活用を検討

(3) 未利用財産の有効活用

- ・施設の統廃合等により生じた未利用財産は、国、市町村等への譲渡、売却、貸付により地域における有効活用を推進

施設の老朽化対策

(1) 施設利用者の安全確保

- ・建物の劣化・損傷が事故につながらないように日頃から点検を実施
- ・老朽化等により、利用見込みのない施設は除却も検討

(2) 耐震性能等の施設機能の確保

- ・災害応急対策上重要な建物は、耐震性能など災害時に求められる機能を確保

(3) メンテナンスサイクルの構築

- ・各種点検で得たデータを蓄積・評価し次回点検の精度向上を図るメンテナンスサイクルを構築

(4) 長寿命化による財政負担の低減・平準化

- ・今後も存続が必要な施設は、長寿命化に取り組み、財政負担の低減化・平準化を図る

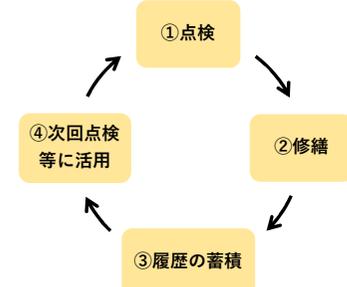
(5) ユニバーサルデザイン化の推進（追加）

- ・すべての人が安全で快適に利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進

(6) 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進等（追加）

- ・施設の更新や修繕時は、省エネや太陽光発電の導入等による温室効果ガス削減対策を推進
- ・工事実施時は環境への影響を最小限に抑制

メンテナンスサイクルのイメージ



公共施設等の保有・運営・維持の最適化

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建物系施設（共通）

インフラ施設（共通）

管理に関する基本的な考え方

「点検・診断等の実施方針」

・建物を定期的に点検・診断し、点検結果や修繕等の履歴情報を「公共施設マネジメントシステム」に蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む計画的な保全業務に活用する。

・巡視や点検を一定期間・基準で実施し、診断を行う。
・ICT技術を活用した点検・診断等の方法について、今後、導入に向けた検討を行う。

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」

・計画的な保全業務を実施し、トータルコストを低減化・平準化する。
・全庁横断的な観点から、修繕等の優先度を判断する基準や建物の整備水準を定める。
・更新期到来の施設は、他の県有施設のほか、国や市町村施設との統合等も検討する。

・個別施設計画に基づき、計画的に維持管理等を行う。
・最も効果的かつ経済的な手法を選択する。

「安全確保の実施方針」

・点検診断の結果、危険と判断された場合は、速やかに修繕・改修し安全を確保する。

・劣化等の状況に応じた適切な修繕等の保全措置を実施する。

「耐震化の実施方針」

・建物の用途や防災上の重要度に応じて改修を進める。
・現行の耐震基準に満たない既存不適格のエレベーターは改修等に合わせて耐震化を図る。

・災害時の緊急輸送道路や防災拠点となる重要港湾などで耐震化を実施する。
・その他の施設も必要な調査等を行い、耐震化を実施する。

「長寿命化の実施方針」

・「公共施設マネジメントシステム」のデータ活用による計画的な維持保全を実施する。
・今後も存続させる施設は優先度を判断して長寿命化を図る。

・個別施設計画を見直しながら、施設の長寿命化や維持管理費の低減化・平準化に取り組む。

「ユニバーサルデザイン化の推進」（追加）

・すべての人が安全で快適に利用しやすい施設となることを目標として、施設の更新・修繕等を行う。

・すべての人が安全で快適に利用しやすい施設をめざし、施設の更新・修繕等を行う。

「施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進」（追加）

・施設の更新、修繕等に当たっては、省エネ化や太陽光発電設備等の導入に努めることにより、施設から排出される温室効果ガスの削減対策を推進する。

「維持管理に伴う工事実施時における環境配慮等」（追加）

・工事を実施する際は、間伐材利用製品など環境にやさしい木材の利用、建設副産物の適正処理に努める等、環境への影響を最小限に抑える。

「統合や廃止の推進方針」

・統合や廃止を進める際はファシリティマネジメントの考え方により、施設ごとのニーズや利用状況を把握し、建物性能や維持管理コスト等を含めて総合的に検討する。
・エリアマネジメントによる利用調整や集約化も視野に入れ、適正配置や総量最適化を進める。

・国や市町村等との情報共有を図り、エリアマネジメントを推進する。

「総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針」

・「公有財産調整委員会（建物系施設部会）」を活用し、個別施設計画の運用及び見直し等、施設の特性に応じた総合的かつ計画的な管理を行う。

・「公有財産調整委員会（インフラ系施設部会）」を活用し、個別施設計画の運用及び見直し等、施設の特性に応じた総合的かつ計画的な管理を行う。